

「認定の基準」についての分野別指針
—消防設備：自-家-発-電-装-置—

JAB PD351:2018D24

第~~32~~版:201~~8~~4年 ~~mm~~07月 ~~dd~~01日
第1版:2001年04月12日

公益財団法人日本適合性認定協会

「認定の基準」についての分野別指針 —消防設備：自家発電装置—

目次

0. 序文	35
1. 適用範囲	35
2. 引用文書	57
3. 用語及び定義	69
4. 一般要求事項	69
5. 組織運営機構に関する要求事項	640
6. 資源に関する要求事項	640
6.1 認証機関の要員	640
6.1.1 一般	640
6.1.2 認証プロセスに関与する要員の力量のマネジメント	640
6.1.3 要員との契約	744
6.2 評価のための資源	744
7. プロセス要求事項	744
7.1 一般	744
7.2 申請	744
7.3 申請のレビュー	744
7.4 評価	744
7.5 評価結果のレビュー	742
7.6 認証の決定	842
7.7 認証文書	842
7.8 認証された製品の登録簿	842
7.9 サーベイランス	842
7.10 認証に影響を与える変更	842
7.11 認証の終了、範囲の縮小、一時停止又は取消し	842
7.12 記録	842
7.13 苦情及び異議申立て	842
8. マネジメントシステム要求事項	842

序文	3
1. 適用範囲	3
2. 引用規格及び関連法規	3
3. 用語及び定義	4
4. 認証機関	5

5.	認証機関の評価要員	5
6.	評価	5
7.	認証に関する決定	6
8.	サーベイランス	6

「認定の基準」についての分野別指針 —消防設備：自家発電装置—**0. 序文**

本文書は、JIS Q 17065「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」に基づく認定に際して、自家発電装置の製品認証機関（以下、「認証機関」という）に適用する指針である。~~この文書は、認定基準の要求事項を自家発電装置分野固有の特殊性に合わせて具体的に詳細化し、認証を適正に実行するために最低限の内容を示したものである。これらの指針は、JIS Q 17065の要求事項を越えるものではない。~~

本文書において「・・・することが望ましい。」又は「・・・するのがよい。」と表現されている事項は、認証機関がこの表現どおりに実施することを本協会として必ずしも要求するものではないが、認証機関はこの指針の意図する機能を何らかの方法によって満していることが必要である。

備考1: 項末尾の【~~←~~】内に関連する文書とその項番号を示す規格・法規等を附記する。

1. ~~適用範囲~~

A1.1 ~~本~~この指針は、自家発電装置及び可搬形発電設備(以下、両者を合せて「自家発電装置」という)が工場出荷時点で関連の規格・法令技術基準等に基づく認定基準に適合していることを認証する製品認証機関に適用する。

A1.2 認証対象製品

一般電気事業及び卸電気事業を除く用途に使用される、原動機（往復動内燃機関又はガスタービン）、発電機、制御装置及び附属設備より成って負荷設備に概ね10～10,000kWの電力を供給できる装置を『自家発電装置』とし、認証の対象とする。なお、特記の無い限り、製品又は製品の型の区分毎の認証対象自家発電装置構成要素を含める。

備考1 可搬形を除き、自家発電装置が所定の場所に据付けられ、使用できる状態になったものは『自家発電設備』とし、認証の対象としない。

備考2 『自家発電装置』及び『自家発電設備』は、法規上、用途等に応じて下記のうに定義されるものに該当する。

(1) 消防法関連

a) 「非常電源」とは、非常電源専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備をいう。【消防法施行規則第12条第1項第4号】

b) 「自家発電装置」とは、発電機と原動機を直結したものをいう。【消防法施行規則第12条第1項第4号ロ(ハ)(1)】

c) 「自家発電設備」とは、所定の性能を持つ自家発電装置をいう。【消防

法施行規則第12条第1項第4号ロ、及び昭和48年2月10日消防庁告示第1号「自家発電設備の基準」】

(2) 建築基準法関連

- a) 「予備電源」とは、常用の電源が断たれた場合に自動的に切替えられて接続される電源(蓄電池、自家発電装置その他これらに準ずるもの)をいう。

(3) 電気事業法関連

- a) 「非常用予備発電装置」とは、発電所、変電所又は需要設備の付帯設備として設置される、常用電源が喪失した場合に電力を供給するための発電設備をいう。
- b) 「自家用電気工作物としての発電設備」とは、電気事業の用に供するものではなく、設置者が自己の需要設備で消費する電力を賄うことを目的とする発電設備をいう。(場合によっては、電力会社へ電力の販売をすることもある。)

—1.3 認証基準 ※ 認証区分名

1.3.1 共通基準

- NEGA C 411 品質システム審査基準—要求事項

1.3.2 防災用自家発電装置※

- NEGA C 311 防災用自家発電装置技術基準
- NEGA C 312 防災用自家発電装置試験方法
- NEGA C 313 防災用自家発電装置出荷性能試験方法

1.3.3 常用自家発電装置※

- NEGA C 351 内燃機関駆動常用自家発電装置技術基準
- NEGA C 352 内燃機関駆動常用自家発電装置試験方法
- NEGA C 353 内燃機関駆動常用自家発電装置出荷性能試験方法
- NEGA C 361 ガスタービン駆動常用自家発電装置技術基準
- NEGA C 362 ガスタービン駆動常用自家発電装置試験方法
- NEGA C 363 ガスタービン駆動常用自家発電装置出荷性能試験方法

1.3.4 常用防災兼用発電装置※

- NEGA C 371 内燃機関駆動常用防災兼用発電装置技術基準
- NEGA C 372 内燃機関駆動常用防災兼用発電装置試験方法
- NEGA C 373 内燃機関駆動常用防災兼用発電装置出荷性能試験方法
- NEGA C 381 ガスタービン駆動常用防災兼用発電装置技術基準
- NEGA C 382 ガスタービン駆動常用防災兼用発電装置試験方法
- NEGA C 383 ガスタービン駆動常用防災兼用発電装置出荷性能試験方法

1.3.5 可搬形発電設備※

- NEGA C 331 可搬形発電設備技術基準
- NEGA C 332 可搬形発電設備試験方法

- NEGA C 333 可搬形発電設備出荷性能試験方法

1.4 製品認証スキームのタイプ

5とする。なお、PD200 付表2 VI a)項にある市場からのサンプリング又は検査は実施しない。【PD200 付表2】—この指針は、自家発電装置の認証システムがJAB P204「第三者製品認証システムの類型」のシステム5として運用される場合の認定に適用する。

2. 2. 引用文書規格及び関連法規

本文書において、引用又は言及している年番表示のない文書については、本章において年番表示をしている場合を除いて、最新版を適用する。この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改定版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト (www.jab.or.jp) で閲覧及びダウンロード可能である。

A2.1 -引用文書規格

- a) JIS Q 17065(ISO/IEC 17065 IDT) —「適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項—(以下、JIS Q 17065という)
- b) 消防法 (昭和23年法律第186号)
- c) 消防法施行令 (昭和36年政令第37号)
- d) 消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号)
- e) 「自家発電設備の基準」 (昭和48年2月10日消防庁告示第1号)
- f) 電気事業法 (昭和39年法律第170号)
- g) 「発電用火力設備に関する技術基準」 (平成9年3月27日通商産業省令第51号)
- h) 「電気設備に関する技術基準」 (平成9年3月27日通商産業省令第52号)
- i) 建築基準法 (昭和25年法律第201号)
- j) NEGA C 411 品質システム審査基準—要求事項 (以下、NEGA C 411という)
- k) NEGA C 311 防災用自家発電装置技術基準 (以下、NEGA C 311という)
- l) NEGA C 312 防災用自家発電装置試験方法
- m) NEGA C 313 防災用自家発電装置出荷性能試験方法
- n) NEGA C 351 内燃機関駆動常用自家発電装置技術基準 (以下、NEGA C 351という)
- o) NEGA C 352 内燃機関駆動常用自家発電装置試験方法
- p) NEGA C 353 内燃機関駆動常用自家発電装置出荷性能試験方法
- q) NEGA C 361 ガスタービン駆動常用自家発電装置技術基準 (以下、NEGA C 361という)
- r) NEGA C 362 ガスタービン駆動常用自家発電装置試験方法
- s) NEGA C 363 ガスタービン駆動常用自家発電装置出荷性能試験方法
- t) NEGA C 371 内燃機関駆動常用防災兼用発電装置技術基準 (以下、NEGA C 371

という)

- u) NEGA C 372 内燃機関駆動常用防災兼用発電装置試験方法
- v) NEGA C 373 内燃機関駆動常用防災兼用発電装置出荷性能試験方法
- w) NEGA C 381 ガスタービン駆動常用防災兼用発電装置技術基準 (以下、NEGA C 381という)
- x) NEGA C 382 ガスタービン駆動常用防災兼用発電装置試験方法
- y) NEGA C 383 ガスタービン駆動常用防災兼用発電装置出荷性能試験方法
- z) NEGA C 331 可搬形発電設備技術基準 (以下、NEGA C 331という)
- aa) NEGA C 332 可搬形発電設備試験方法
- bb) NEGA C 333 可搬形発電設備出荷性能試験方法
- JIS Q 9000 品質マネジメントシステム 基本及び用語
- cc) JIS Q 9001(ISO 9001 IDT) 品質マネジメントシステム 要求事項 (以下、JIS Q 9001という)
- dd) JIS Q 19011(ISO 19011 IDT) マネジメントシステム監査のための指針
- ee) JIS Q 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項 (以下、JIS Q 17025という)
- ff) JAB PD200 製品認証機関の認定の手順 (以下、PD200 という)JAB P204 第三者製品認証システムの類型(JIS Q 0067「適合性評価-製品認証の基礎 IDT」)
- gg) International Classification for Standards (ICS)- (以下以降、ICSコードという)

。備考1 j)～bb)は一般社団法人 日本内燃力発電設備協会より購入できる。以下のURLを参照のこと。

<http://www.nega.or.jp/>

備考2 ICSコードはISOから発行されており、ISOウェブサイト(www.iso.org)で閲覧及びダウンロード可能である。)

A2.3 関連法規

- ~~消防法 (昭和23年法律第186号)~~
- ~~消防法施行令 (昭和36年政令第37号)~~
- ~~消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号)~~
- ~~「自家発電設備の基準」 (昭和48年2月10日消防庁告示第1号)~~
- ~~電気事業法 (昭和39年法律第170号)~~
- ~~「発電用火力設備に関する技術基準」 (平成9年3月27日通商産業省令第51号)~~
- ~~「電気設備に関する技術基準」 (平成9年3月27日通商産業省令第52号)~~
- ~~建築基準法 (昭和25年法律第201号)~~

備考2：法規は、原則として現在有効となっている最新の改正版を適用するものとし、その運用については法の定めるところによる。省庁名称は、法規公布当時の名称である。(以下同様)

3. ~~用語及び定義~~

~~NEGA C 311、331、351、361、371、381、411による。A3.1「自家発電装置」とは、一般電気事業及び卸電気事業を除く用途に使用される、原動機（往復動内燃機関又はガスタービン）、発電機、制御装置及び附属設備より成って負荷設備に概ね10～10,000kWの電力を供給できるものをいい、本文書における認証対象としての「製品」に該当する。なお、特記の無い限り、製品又は製品の型の区分毎の認証対象自家発電装置構成要素を含めて「自家発電装置」と総称するものとする。~~

~~A3.2「自家発電設備」とは、自家発電装置が所定の場所に据付けられ、使用できる状態になったものをいう。~~

~~A3.3「工場」とは、認証対象製品の製造、艀装（結合組立工事）、検査、試験、技術サービス等を行う供給者の施設を指す。~~

~~A3.4「供給者」とは、製品を認証の基礎となる要求事項に確実に合致させ、適用される場合には、確実に合致させ続けることに責任を持つ者をいい、JIS Q 9000 3.3.6の例に示す製品の生産者、卸売業者、小売業者、納入業者等で認証を申請する者を含む。~~

~~備考3：法規上の定義~~

~~A3.1の「自家発電装置」及びA3.2の「自家発電設備」は、法規上、用途等に応じて下記のように定義されるものに該当する。~~

~~(1)消防法関連~~

~~a)「非常電源」とは、非常電源専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備をいう。〔消防法施行規則第12条第1項第4号〕~~

~~b)「自家発電装置」とは、発電機と原動機を直結したものをいう。〔消防法施行規則第12条第1項第4号ロ（ハ）（1）〕~~

~~c)「自家発電設備」とは、所定の性能を持つ自家発電装置をいう。〔消防法施行規則第12条第1項第4号ロ、及び昭和48年2月10日消防庁告示第1号「自家発電設備の基準」〕~~

~~(2)建築基準法関連~~

~~a)「予備電源」とは、常用の電源が断たれた場合に自動的に切替えられて接続される電源（蓄電池、自家発電装置その他これらに準ずるもの）をいう。~~

~~(3)電気事業法関連~~

~~a)「非常用予備発電装置」とは、発電所、変電所又は需要設備の付帯設備として設置される、常用電源が喪失した場合に電力を供給するための発電設備をいう。~~

~~b)「自家用電気工作物としての発電設備」とは、電気事業の用に供するものではなく、設置者が自己の需要設備で消費する電力を賄うことを目的とする発電設備をいう。~~

~~（場合によっては、電力会社へ電力の販売をすることもある。）~~

4. ~~一般要求事項 認証機関~~

~~JIS Q 17065 4項による。~~

~~A4.1 認証機関は、本文書2章に掲げられている引用規格及び関連法規等の最新版を常備していることが望ましい。~~

5. 組織運営機構に関する要求事項—認証機関の評価要員

~~JIS Q 17065 5項による。A5.1 認証機関は、評価要員が自家発電装置について、次の各事項に関する経験及び知識を保有するようにすることが望ましい。~~

- ~~・自家発電装置の認証システム及びその結果（自家発電装置／設備）の使命についての自覚~~
- ~~・関連規格及び法規の要求に関する事項~~
- ~~・原動機に関する事項~~
- ~~・発電機に関する事項~~
- ~~・制御装置に関する事項~~
- ~~・自家発電装置の艤装に関する事項~~
- ~~・自家発電装置の設置工事、自家発電設備の運転及び保全に関する事項~~
- ~~・製造及び使用時の環境側面に関する事項~~
- ~~・その他認証に関連する業務を遂行する上で必要と認められる事項~~

~~A5.2 認証機関は、自家発電装置の品質システムを評価する評価要員がJIS Q 9001に関する知識及びJIS Q 19011に基づく監査の技能を保有するようにすることが望ましい。~~

6. 資源に関する要求事項—評価

A6.1 認証機関の要員

6.1.1 一般

~~JIS Q 17065 6.1.1項による。~~

6.1.2 認証プロセスに関与する要員の力量のマネジメント

~~JIS Q 17065 6.1.2項による他、次による。~~

~~認証機関は、評価要員が自家発電装置について、次の各事項に関する経験及び知識を保有するようにすることが望ましい。~~

- ~~・自家発電装置の認証スキームのタイプ及びその結果（自家発電装置／設備）の使命についての自覚~~
- ~~・関連規格及び法規の要求に関する事項~~
- ~~・原動機に関する事項~~
- ~~・発電機に関する事項~~
- ~~・制御装置に関する事項~~
- ~~・自家発電装置の艤装に関する事項~~
- ~~・自家発電装置の設置工事、自家発電設備の運転及び保全に関する事項~~
- ~~・製造及び使用時の環境側面に関する事項~~
- ~~・その他認証に関連する業務を遂行する上で必要と認められる事項~~

認証機関は、自家発電装置の品質システムを評価する評価要員がJIS Q 9001に関する知識及びJIS Q 19011に基づく監査の技能を保有するようにすることが望ましい。

評価結果のレビューアーは、評価活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証を行うために、評価の項目、合否基準、評価の方法に関する知識を有していることが望ましい。認証の決定者は、レビュー結果の妥当性を判断し、認証の決定を行うために、認証基準、認証スキーム、適合性評価制度に関する知識を有していることが望ましい。なお、評価結果のレビューアーと認証の決定者は兼ねることができる。

認証機関は、自家発電装置を評価するに当って、適切な確立された試験方法を選定する手順を持つことが望ましい。認証機関が開発した方法を選定する場合は、評価のための試験が必要にして十分な精度を以て実施できるように、認証基準に関連する測定項目に関する測定方法（使用する設備の仕様を含む）の妥当性を確認する手順、並びに当該手順により妥当性確認を実施した記録を持つことが望ましい。〔JIS Q 17025 5.4〕

6.1.3 要員との契約

JIS Q 17065 6.1.3項による。

6.2 評価のための資源

JIS Q 17065 6.2項による。なお、製品試験を行う製品評価活動への要求事項としてJIS Q 17025を使用する。

7. プロセス要求事項認証に関する決定

A7.1 一般

JIS Q 17065 7.1項による。

認証有効期間は、5年を超えない範囲で決定することが望ましい。

A7.2 申請

JIS Q 17065 7.2項による。

認証された製品の製品分類は、ICSコードにより29.160.40 Generating sets(発電装置)とする。

7.3 申請のレビュー

JIS Q 17065 7.3項による。

7.4 評価

JIS Q 17065 7.4項による他、次による。

認証機関は、2項に掲げられている引用規格及び関連法規等の最新版を常備していることが望ましい。

認証機関は、自家発電装置を評価するに当って、適切な確立された試験方法を選定す

る手順を持つことが望ましい。認証機関が開発した方法を選定する場合は、評価のための試験が必要にして十分な精度を以て実施できるように、認証基準に関連する測定項目に関する測定方法（使用する設備の仕様を含む）の妥当性を確認する手順、並びに当該手順により妥当性確認を実施した記録を持つことが望ましい。

7.5 評価結果のレビュー

JIS Q 17065 7.5項による。

7.6 認証の決定

JIS Q 17065 7.6項による他、次による。

認証有効期間は、適正な範囲で決定することが望ましい。

7.7 認証文書

JIS Q 17065 7.7項による他、次による。

認証された製品のICSコードは29.160.40 発電セット(Generating sets)とする。認証機関は認証区分を適切なICSコードと関係づけることが望ましい。

7.8 認証された製品の登録簿

JIS Q 17065 7.8項による。

7.9 サーベイランス

JIS Q 17065 7.9項による他、次による。

サーベイランスの間隔は、合理的な範囲とすることが望ましい。

7.10 認証に影響を与える変更

JIS Q 17065 7.10項による。

7.11 認証の終了、範囲の縮小、一時停止又は取消し

JIS Q 17065 7.11項による。

7.12 記録

JIS Q 17065 7.12項による。

7.13 苦情及び異議申立て

JIS Q 17065 7.13項による。

8. マネジメントシステム要求事項-サーベイランス

JIS Q 17065 8項による。

~~A8.1 サーベイランスの間隔は、1年(プラスマイナス3ヶ月)以内とすることが望ましい。~~

以上

附則 第3版は発行日以降に立案される審査に適用する。

改定履歴（公開文書用）

版 番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2001-04-12	製品認定部	製品認証 機関技術 委員会
2	JIS Q 17065(ISO/IEC 17065)発行に伴う改定 全般的な見直し	2014-07-01	製品 プログラム マネジャー (製品)	製品技術 委員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>JIS Q 17065の項建てに合わせ指針を移動。(全般)</u> ・ <u>以下の指針を明確化</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>タイトル副題修正</u> － <u>認証対象製品(1.2)</u> － <u>認証区分毎の認証基準(1.3)</u> － <u>認証基準を引用文書に追加(2.1)</u> － <u>レビューアー、認証決定者の力量要件(6.1.2)</u> － <u>JIS Q 17025を製品評価資源の要件に適用していること(6.2)</u> ・ <u>以下の期間を再定義</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>認証の有効期間について「適正な範囲」と再定義(7.6)</u> － <u>サーベイランス期間について「合理的な範囲」と再定義(7.9)</u> 	2018-mm-dd	<u>プログラムマネ</u> <u>ジャー</u> (製品)	<u>製品技術</u> <u>委員会</u>

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者

公益財団法人 日本適合性認定協会
〒141-0022 東京都品川区東五反田1丁目22-1
五反田ANビル3F
Tel. 03-3443-1214 Fax. 03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りします。